

- 3 総会の議長は、地区協議会長がこれに当たる。
 - 4 総会の定足数は、過半数（委任状を含む）とし、その議決は多数決による。
 - 5 総会の開催通知は、開催10日以前に送付しなければならない。
- 3) 総会の議決により、地区協議会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

第3章 地区委員会

- 1) 地区に地区委員会を設ける。
 - 2 地区委員会は、地区協議会総会の承認を得た計画に従い運営するほか、事業及び補正予算等運営に必要な事項について審議、調整、決定する。
 - 3 地区委員会は、地区委員長が主催し、招集する。
 - 4 地区委員長は地区の代表として、地区の意向を県連盟理事会に反映せしめ、また理事会の方針及び決定事項を、地区に報告する責務を有する。
 - 5 地区委員長は、地区スカウト活動の活性化のため各団との調整を図るほか、障害者スカウティング等について担当者を指名してその業務を担当させることができる。
- 2) 地区委員会は、第7章－1)に定める地区役員及び各団委員長をもって構成する。
 - 3) 地区委員会の議長は、地区委員長がこれに当たる。地区委員長が欠席の場合は、第7章－2)の定めるところにより、副地区委員長が代理する。
 - 4) 地区委員会の定足数は、過半数とし、議決は出席者の多数決による。可否同数の時は、地区委員長がこれを決する。

第4章 運営委員会、特別委員会及び事務局等

- 1) 地区委員会には、次の運営委員会及び地区コミッショナーが所管するコミッショナーグループ及びトレーニングチームを設けるほか、会計及び事務局を置く。
 - ① 総務委員会
 - ② 組織拡充委員会
 - ③ 進歩委員会
 - ④ 野営行事委員会
 - ⑤ 広報委員会
- 2) 各運営委員会の担当業務は、次のとおりとする。
 - ① 総務委員会
 - ア 各委員会業務の総合調整
 - イ 協議会の総会並びに中間総会の事務に関すること
 - ウ 規約の改正に関すること
 - エ スカウト関係以外の団体との調整に関すること
 - オ 公印の保管に関すること
 - カ その他、他の委員会に属さないこと
 - キ 事業計画に基づく予算案の策定に関すること
 - ク 事業補助金の運用に関すること
 - ケ 地区運営に関する財源確保等、財務に関すること
 - ② 組織拡充委員会
 - ア ボーイスカウト運動の普及・拡充に関すること
 - イ スカウト募集及び友情章に関すること
 - ウ 県教育委員会授業外学習ポイント制度に関すること
 - エ 新団結成の支援に関すること

- ~~オ 県連広報誌等の原稿募集に関すること~~
- ~~カ 地区ホームページ運営・管理に関すること~~
- ~~キ 報道機関への情宣活動に関すること~~
- ~~ク その他、広報に関する事項の研究等~~

③ 進歩委員会

- ア 進級考査及び面接に関すること
- イ 技能章考査員、指導員の選任に関すること
- ウ スカウト記章の申請及び授与に関すること
- エ スカウト顕彰に関すること

④ 野営行事委員会

- ア 地区主催事業の後方支援に関すること
- イ 他の団体、機関の企画する行事への支援に関すること
- ウ 地区備品の管理に関すること
- エ 地区行事等の安全管理に関すること

⑤ 広報委員会

- ア 県連広報誌等の原稿募集に関すること
- イ 地区ホームページ運営・管理に関すること
- ウ 報道機関への情宣活動に関すること
- エ その他、広報に関する事項の研究等

3) 会計の担当業務は、次のとおりとする

- ア 地区予算の経理及び決算に関すること

4) 事務局に事務長を置く、必要に応じて事務次長を置くことができる。

2 事務局の担当業務は、次のとおりとする。

- ① 県連盟事務局との連絡、調整に関すること。
- ② 委員会の開催に関する事項(会場確保・通知等)
- ③ 配布資料の作成及び配布物の各団当て配布に関すること
- ④ 地区表彰及び県連、日連等表彰の事務に関すること
- ⑤ 加盟登録・保険加入に関すること

5) 地区委員会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

但し、特別委員会は、当初の目的を達成した場合は解散しなければならない。

6) 各コミッショナー及び各委員会は、その担当する業務について県連各委員会等との窓口業務を行うものとする。

第5章 地区コミッショナー

1) 地区コミッショナー(地区副コミッショナー、団担当コミッショナーを含む)は教育・指導面を担当し、日本連盟教育規程5-8④を任務とする。

2) 地区コミッショナー統括のもと、地区にトレーニングチームを設けることができる。

2 地区トレーニングチームの組織及び運営に関しては、別に定める浜松地区訓練チーム規定による。

第6章 地区名誉会議

1) 地区に名誉会議を設ける。

2) 地区名誉会議は、地区表彰及び、県連盟表彰申請・日連表彰申請の委任により、表彰、